

資料編

1 関連する法律・市の条例等

批准条約

- 障害者の権利に関する条約（平成26年1月批准）

関連する主な法律

- 障害者基本法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 発達障害者支援法
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- 社会福祉法
- 介護保険法
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

関連する主な市の条例

- 箕面市福祉のまち総合条例
- 箕面市まちづくり理念条例
- 箕面市市民参加条例
- 箕面市まちづくり推進条例
- 箕面市人権のまち条例
- 箕面市人権宣言
- 箕面市手話言語条例
- 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例

本計画の上位計画

- 箕面市地域福祉計画

関連する主な市の計画

- 箕面市人権のまち推進基本方針
- 新箕面市人権教育基本方針
- 箕面市人権保育基本方針
- 箕面市支援教育方針
- 箕面市就労支援基本計画
- 第四次箕面市子どもプラン
- 箕面市住宅マスタープラン(2010)
- 箕面市都市計画マスタープラン
- 箕面市地域防災計画
- 箕面市障害者活躍推進計画
- 箕面市交通バリアフリー基本構想

2 箕面市保健医療福祉総合審議会 諮問書及び答申書

諮問書

写	 北急延伸線2023年度未開業！ 箕面市
	箕 健 政 第 2 0 6 号 令和5年（2023年）3月23日
	箕面市保健医療福祉総合審議会 会長 明石 隆行 様
	箕面市長 上 島 一 彦 
	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」について（諮問）
	<p>我が国では、人口の減少、急速な少子高齢化、就労形態の多様化、共働き世帯やひとり親家庭の増加など、国民生活を取りまく環境は大きく変化し、地域住民の支援ニーズは時代とともに複合化・複雑化しています。</p>
	<p>このような中、令和2年6月に社会福祉法が改正され、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、一人ひとりが尊重され、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化等が求められたことから、本市では、地域住民の社会的ニーズに対応した包括的な支援の整備を図り、市民一人ひとりの生活課題の解決のために、福祉のまちづくりをベースとした、分野を超えた横断的な仕組みづくりを進めるため、貴会の意見も踏まえて、令和4年3月に「第2期地域福祉計画」を策定しました。</p>
	<p>今般、「第2期地域福祉計画」を上位計画とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」の計画期間が終了するにあたり、市の地域福祉の現状を踏まえながら、新しい時代に即した地域保健及び高齢者・障害児者施策を形づくる必要があるため、後継計画の策定を進めてまいります。</p>
	<p>つきましては、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。</p>
	記
	<ol style="list-style-type: none"> 1 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事 2 第4次障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に関する事

第1部
総論第42期
計画（みのお‘N’プラン）の長期第373期
箕面市障害児福祉計画・第4部
計画の推進体制と
進行管理

資料編

答申書

第1部
総論

写

令和6年(2024年)2月16日

箕面市長 上 島 一 彦 様

箕面市保健医療福祉総合審議会
会 長 明 石 隆 行

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」について(答申)

標記のことについて、令和5年(2023年)3月23日付け箕健政第206号をもって箕面市長から諮問のありました「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

記

共通 高齢者・障害者施策に関すること

1. 包括的支援による地域共生社会の実現

人口減少社会を迎え、地域の中での関係性の希薄化が進む中、人々のつながりや地域社会の担い手が減少するなど、個人や世帯を取り巻く環境が変化しています。生きづらさや生活課題が複雑化・複合化していることを踏まえ、一人ひとりが尊重され、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。

このような複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、本人・世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止める「相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら社会とのつながりをつくる「参加支援」、地域における様々な人々の交流と活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」などの様々な支援事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組み、市の実情に応じた包括的な支援体制の整備をさらに推進することが必要です。

重層的支援体制整備事業は、単独の分野では対応が難しいケースに対し、各支援関係機関等が本来の機能を発揮し、また住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら「チーム」として支援していく仕組みであり、庁内外の各種施策に係る支援関係機関等が、事業実施の目的や必要性を理解した上で、相互に連携し、本人・世帯に寄り添いながら「重層的」な取組を進めることが求められます。

第42期
計画(みのお‘N’プラン)

第73期
箕面市障害福祉計画・
障害児福祉計画

第4部
計画の推進体制と
進管理

資料編

障害者への差別や偏見と思われる声がある状況をふまえると、地域における啓発や市民に対する理解促進をさらに進める必要があり、誤解や偏見と思われる声に対しては毅然とした姿勢で対話に臨む必要があります。

また、障害者差別解消法に基づく取組についても、令和6年4月からの事業者による合理的配慮の義務化と併せ、事業者を含め広く市民及び関係機関へ、周知啓発及び理解促進に努める必要があります。

第1部
総論

第2部
第4次
計画
（市の
おの
N、
プラン）
面市障
害者
市民の
長

第3部
第3期
計画
面市障
害福祉
福祉計
画・
画

第4部
計画の
推進
体制と
進行
管理

資料編

3 計画の策定経過

<箕面市保健医療福祉総合審議会>

年度		開催日	要旨
令和4年度	第1回	令和4年11月24日	・次期計画策定に係るアンケート調査の実施について
	第2回	令和5年3月23日	・計画策定のスケジュールについて
令和5年度	第1回	令和5年8月21日	・計画の構成について
	第2回	令和5年10月24日	・第4次障害者市民の長期計画について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(成果目標、分野別施策の行動目標)について
	第3回	令和5年12月5日	・計画の素案について
	第4回	令和6年2月9日	・パブリックコメント結果、答申について

<箕面市障害者市民施策推進協議会>

年度		開催日	要旨
令和4年度	第3回	令和4年9月22日	・次期計画策定に係るアンケート調査の実施について
	第4回	令和4年11月16日	・次期計画策定に係るアンケート調査項目について
	第6回	令和5年3月15日	・計画策定のスケジュールについて
令和5年度	第1回	令和5年5月17日	・障害福祉に関するアンケート調査結果について ・計画の構成について
	第2回	令和5年7月18日	・基本理念、基本目標、分野別施策の体系について
	第3回	令和5年9月19日	・計画の構成について
	第4回	令和5年11月21日	・計画の素案について

<箕面市障害者市民施策推進協議会(障害者計画及び障害福祉計画部会)>

年度		開催日	要旨
令和4年度	第1回	令和4年9月13日	・次期計画策定に係るアンケート調査の実施について
	第2回	令和4年11月7日	・次期計画策定に係るアンケート調査項目について
令和5年度	第1回	令和5年8月29日	・計画の構成について ・障害者市民の現状とこれまでのふりかえりについて ・第4次障害者市民の長期計画(重点課題、分野別施策の基本的方向性)について
	第2回	令和5年10月13日	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(成果目標、分野別施策の行動目標)について
	第3回	令和5年10月31日	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(活動指標)について

<箕面市自立支援協議会>

年度		開催日	要旨
令和5年度	運営会議	令和5年8月9日	・計画策定のスケジュールについて
		令和5年10月18日	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(成果目標)について
	相談支援部会	令和5年11月15日	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(成果目標、活動指標)について

<箕面市支援連携協議会>

年度		開催日	要旨
令和5年度	全体会	令和5年6月20日	・次期計画の策定について

※以後、各部会において意見交換

<箕面市早期療育事業推進会議>

年度		開催日	要旨
令和5年度	本会議	令和5年6月8日	・次期計画の策定について

<障害福祉に関するアンケート調査>

下記のかたを対象に令和5年2月に実施。

配布数 2,988 件、有効回収数 1,839 件(回収率 61.8%)

- ①小学1年生から18歳未満の障害者手帳所持者
- ②18歳以上65歳未満の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス等利用者、65歳以上の障害福祉サービス等利用者
- ③18歳以上の障害者でない市民

<当事者団体からの意見聴取>

令和5年(2023年)5月から6月にかけて、箕面市身体障害者福祉会、箕面手をつなぐ親の会、箕面市肢体不自由児者父母の会に対し、アンケートによる意見聴取を実施。

<障害福祉サービス等事業所へのアンケート>

令和5年(2023年)9月から10月にかけて、市内障害福祉サービス等事業所に対しアンケートを実施。回答数 46 件

<障害児福祉に関するアンケート調査>

令和5年(2023年)5月に、児童発達支援サービスを利用し、かつ、障害者手帳を所持する児童の保護者 48 名に対しアンケートを実施。回答数 26 件。

<障害児通所支援事業所への意見聴取>

令和5年(2023年)6月に、市内障害児通所支援事業所へ、次期計画策定について意見聴取を実施。

4 箕面市保健医療福祉総合審議会資料

(1) 箕面市保健医療福祉総合審議会条例

(平成8年箕面市条例第9号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、箕面市保健医療福祉総合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉(以下「地域保健等」という。)について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

(委員の定数)

第3条 審議会の委員の定数は、19人とする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 医療関係者
- 三 市民
- 四 市内関係団体の代表者
- 五 関係行政機関の職員及び市の職員

2 前項第5号に該当するものとして任命された委員が同号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第4条第1項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第8条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給については、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和29年箕面市条例第10号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 省略

第1部
総論

第2期
第4次
部
画
箕面市障害者市民の長
の
お
の
み
の
計
画
(Nプラン)

第3期
第3次
部
画
箕面市障害福祉計画
・
福祉計画

第4部
計画の推進体制と
進
行
管
理

資料編

(2)箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則

(平成8年箕面市規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、箕面市保健医療福祉総合審議会条例(平成8年箕面市条例第9号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 箕面市保健医療福祉総合審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議の内容が附属機関の会議の運営の基準を定める規則(令和3年箕面市規則第59号)第5条に定める基準に該当する場合は、会議を公開しない。

(部会の設置)

第3条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- 一 保健福祉計画部会
- 二 健康増進部会
- 三 障害者長期計画部会
- 四 地域福祉計画部会

(部会長等)

第4条 部会の委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を総括し、部会において調査審議した事項を会長に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 省 略

(3) 箕面市保健医療福祉総合審議会 委員名簿

(委員任期:令和5年3月23日～令和8年3月22日)

選出区分 ^(※1)		氏名	所属等	期間
一号委員	学識経験者	明石 隆行	種智院大学 人文学部	
		内藤 義彦	武庫川女子大学 食物栄養科学部	
		松端 克文	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部	
		斉藤 弥生	大阪大学大学院 人間科学研究科	
二号委員	医療関係者	中 祐次	箕面市医師会	
		松島 貴志	箕面市医師会	
		徳岡 修	箕面市歯科医師会	
		林 良紀	箕面市薬剤師会	
三号委員	市民	向井 亜己	市民	
		今井 愛子	市民	
四号委員	市民関係団体の代表者	岡本 直美	箕面市社会福祉法人連絡会	
		安東 由紀子	箕面市障害者市民施策推進協議会	令和5年8月23日まで
		羽藤 隆		令和5年8月24日から
		奥田 一夫	箕面市老人クラブ連合会	令和5年8月23日まで
		戸瀬 静彦		令和5年8月24日から
		太田 克己	箕面市民生委員児童委員協議会	
		石田 良美	箕面市社会福祉協議会	
五号委員	関係行政機関の職員及び市の職員	高林 弘の	大阪府池田保健所	
		岡 義雄	箕面市立病院	

(※1) 箕面市保健医療福祉総合審議会条例第4条第1項に基づく区分

第一部
総論第2部
第4次
計画
(みのお
N・P
プラン)第3部
第3期
箕面市
障害者
福祉計
画・
児童
福祉計
画第4部
計画の
推進
体制と
進行
管理

資料編

5 箕面市障害者市民施策推進協議会資料

箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱

平成17年9月1日
箕面市訓達第42号

(開催)

第1条 障害者市民に関する施策の推進に資する事項を検討するため、箕面市障害者市民施策推進協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者市民の団体、関係団体及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (2) 障害者市民の福祉の施策推進に関すること。
- (3) 障害者市民の福祉に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (5) 障害者差別解消の取組に関すること。
- (6) (仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者市民に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 5 座長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 協議会は、検討事項について整理した内容を必要に応じて市長に報告する

ことができる。

(専門部会)

第7条 市長は、専門的な事項を検討するため、次に掲げる専門部会を開催するものとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画部会
- (2) 障害者差別解消法部会
- (3) (仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会

2 専門部会に部会長を置き、専門部会の参加者のうちから座長が指名する。

3 部会長は、専門部会を招集し、その会議の進行を図る。

4 部会長は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の庶務は、健康福祉部障害福祉室が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

別表(第3条関係)

構 成 員	
1	箕面市身体障害者福祉会代表
2	箕面手をつなぐ親の会代表
3	箕面市肢体不自由児者父母の会代表
4	公募による市民(肢体不自由者)
5	公募による市民(視覚障害者)
6	公募による市民(聴覚障害者)
7	公募による市民(肢体不自由者、視覚障害者及び聴覚障害者以外の身体障害者)
8	公募による市民(知的障害者)
9	公募による市民(精神障害者)
10	公募による市民(一般)
11	大阪府池田保健所代表
12	箕面市人権啓発推進協議会障害者部会代表
13	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会代表
14	社会福祉法人あかつき福祉会代表
15	一般財団法人箕面市障害者事業団代表

16	特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会代表
17	社会福祉法人息吹代表
18	障害者事業所代表（一般財団法人箕面市障害者事業団による障害者雇用助成金の交付の対象となる障害者事業所に限る。）
19	健康福祉部副部長（健康福祉部に障害者福祉に関する事務を所掌する担当副部長が置かれている場合は、当該担当副部長）
20	教育委員会事務局子ども未来創造局副部長（子ども未来創造局に人権教育の推進に関する事務を所掌する担当副部長が置かれている場合は、当該担当副部長）

附則 省略

第1部 総論
第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお、N、プラン）
第3部 第3期箕面市障害福祉計画・
第4部 計画の推進体制と 進行管理
資料編

6 箕面市自立支援協議会資料

箕面市自立支援協議会設置要綱

平成十九年三月二十九日

箕面市訓令第二十六号

(設置)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十九条の三第一項の規定に基づき、障害者等(障害者又は障害児をいう。以下同じ。)への支援の体制の整備を図るため、箕面市自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項等)

第二条 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

2 協議会は、市が法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、市の求めに応じて協議を行うものとする。

(構成員)

第三条 協議会は、障害者等への支援を行う関係機関及び関係団体、障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のうちから、市長が指名する者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 構成員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の設置)

第四条 協議会は、第二条に規定する協議を円滑に行うため、部会を設置することができる。

(秘密の保持)

第五条 構成員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員がその職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第六条 協議会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア室において行う。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則 省略

第1部
総論

第42期
計画(みのお
Nプラン)
市長

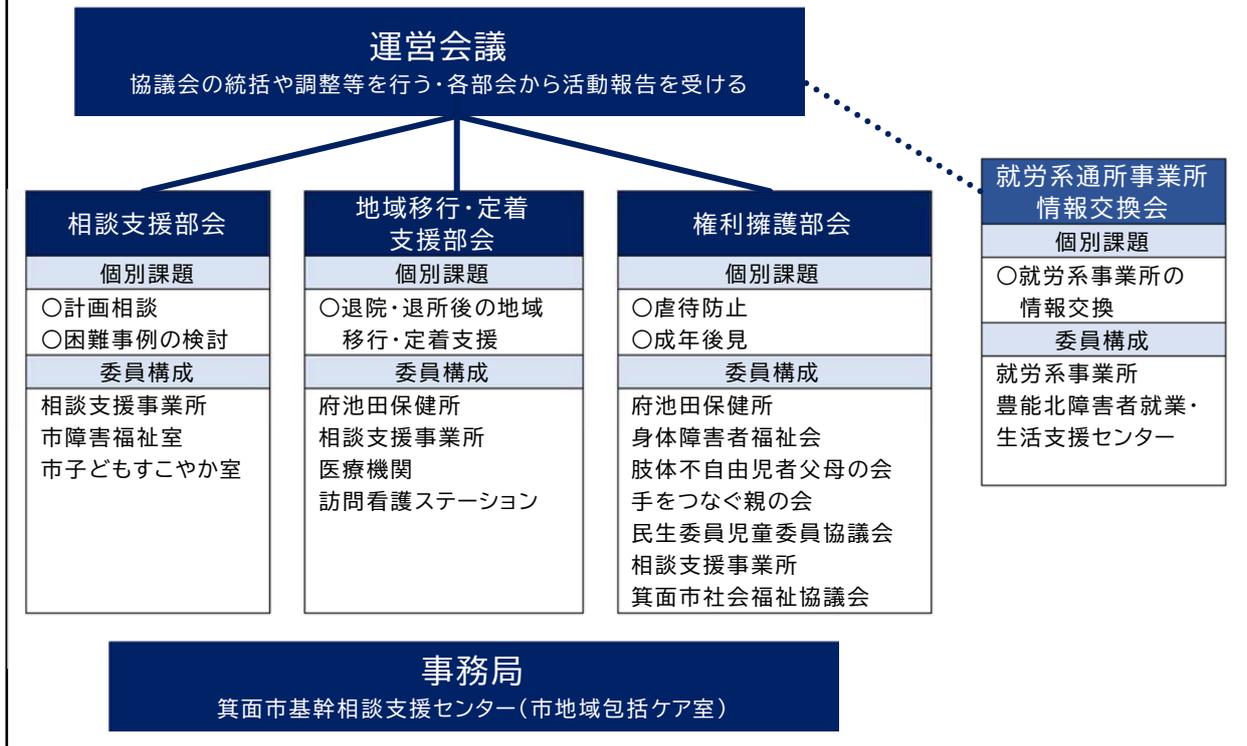
第3期
箕面市障害
児福祉計画

第4部
計画の推進
体制と
進管理

資料編

箕面市自立支援協議会

- 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発・改善に向けた協議の実施。
- 地域の関係機関のネットワーク構築に向けた協議と、課題の情報共有。
- 個別事例への支援のありかたに関する協議・調整。
- 研修・学習会の開催、新たな課題に対する情報交換の場の設定。
- 障害者等への支援に関する広報・啓発。



第1部 総論

第42期計画(みのお・N・プラン)

第3期箕面市障害福祉計画・

第4部 計画の推進体制と進行管理

資料編

7 本市の障害福祉施策の経緯

時期	項目
昭和 28 年度 (1953 年度)	・ 箕面小学校に知的障害児学級「もみじ学級」開設
昭和 31 年度 (1956 年度)	・ 第二中学校に知的障害児学級「あかつき学級」開設 ・ 箕面市制施行
昭和 39 年度 (1964 年度)	・ 萱野小学校に知的障害児学級開設 ・ 無認可作業所「あかつき学園」開所
昭和 47 年度 (1972 年度)	・ 西南小学校に肢体不自由児学級開設 ・ 市費で、障害児介助員の配置と重度肢体不自由児の学校タクシー送迎制度を開始
昭和 48 年度 (1973 年度)	・ 市立幼稚園(かやの幼稚園)で障害児の入園が始まる
昭和 49 年度 (1974 年度)	・ 市立保育所(桜ヶ丘保育所)で障害児保育が始まる
昭和 51 年度 (1976 年度)	・ 第三中学校に肢体不自由児学級開設
昭和 53 年度 (1978 年度)	・ 知的障害者通所授産施設「箕面市立あかつき園」開設
昭和 55 年度 (1980 年度)	・ 市に「国際障害者年推進本部」設置 ・ 「箕面市障害者事業 10 カ年計画」策定
昭和 56 年度 (1981 年度)	・ 国際連合による「国際障害者年」
昭和 57 年度 (1982 年度)	・ 「豊能障害者労働センター」開所 ・ 「箕面市障害児教育基本方針」策定
昭和 58 年度 (1983 年度)	・ 箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」開設 ・ 「箕面市福祉のまちづくり環境整備要綱」策定 ・ ささゆり園で「心身障害児早期療育事業」開始 ・ ささゆり園で「ささゆり作業所」運営開始
昭和 59 年度 (1984 年度)	・ 市学童保育室で、障害児の受入れが始まる
昭和 60 年度 (1985 年度)	・ 市と障害者団体等による「障害者の働く場づくり懇話会」設置
昭和 61 年度 (1986 年度)	・ 「第三次箕面市総合計画」開始。(「障害者の働く場づくり推進事業」を最重点施策事業と位置づけ。) ・ 「箕面市障害者雇用助成事業」を開始 ・ 「(仮称)箕面市障害者事業団設立準備委員会」設置
昭和 62 年度 (1987 年度)	・ 「(仮称)箕面市障害者事業団モデル事業推進協会」設置 ・ 「箕面市障害児早期療育事業推進計画」策定

時 期	項 目
平成 2 年度 (1990 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「財団法人箕面市障害者事業団」設立 ・「箕面市福祉のまちづくりに関する市立施設の建設及び営繕指針」制定 ・箕面手をつなぐ親の会が、知的障害者グループホームを開所
平成 4 年度 (1992 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市保健福祉市民ニーズ調査」実施
平成 5 年度 (1993 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市保健福祉計画」策定 ・身体障害者通所授産施設「箕面市立ワークセンターささゆり」開設
平成 6 年度 (1994 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市立知的障害者デイサービスセンター」開設(東部地域)
平成 7 年度 (1995 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市障害者市民長期計画策定検討委員会」設置 ・「箕面市在宅障害者自活訓練事業」開始 ・「箕面市福祉のまちづくり重点地区整備計画」策定 ・「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」策定
平成 8 年度 (1996 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市福祉のまち総合条例」施行 ・「箕面市立総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)」開設 ・総合保健福祉センター内で「障害者ショートステイ事業」開始 ・総合保健福祉センター分室で「早期療育事業」開始 ・「箕面市障害者雇用支援センター」設立 ・「箕面市障害者市民施策推進協議会」設置 ・「福祉予約バス(ダイヤモンドバス)」運行開始 ・「箕面市重度身体障害者社会生活訓練事業」開始
平成 15 年度 (2003 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい就労支援センター」開設に伴い、同センター内に障害者雇用支援センターを拡大移転 ・支援費制度施行(措置から契約へ) ・「第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」策定
平成 16 年度 (2004 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ささゆり園を再整備し、身体障害者デイサービス事業を開始 ・知的障害者デイサービスセンター及び東部老人デイサービスセンターを、「箕面市立光明の郷ケアセンター」とし、一体的サービス提供基盤として再整備。 ・「箕面市交通バリアフリー基本構想」策定
平成 18 年度 (2006 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法施行(3障害統一のサービスとなる) ・「第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)改訂版」策定
平成 19 年度 (2007 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークセンターささゆりが障害者自立支援法制度へ移行 ・光明の郷ケアセンターが障害者自立支援法制度へ移行
平成 20 年度 (2008 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)二訂版」策定 ・「豊能北障害者就業・生活支援センター」開設

時期	項目
平成 21 年度 (2009 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用支援センターが障害者自立支援法制度へ移行 ・ 市が「社会的雇用制度」の国制度化を、国等に要望
平成 22 年度 (2010 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あかつき園が自立支援法制度へ移行 ・ 市が「社会的雇用モデル事業」の実施を、国等に要望
平成 23 年度 (2011 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の改正(「インクルーシブ社会」の概念等が盛り込まれる) ・ 国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(箕面市長が構成員として参加)が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」をまとめる ・ 市内の福祉作業所等の制度移行が終了
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法の施行 ・ 障害児通所支援等が、児童福祉法に移管
平成 25 年度 (2013 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の施行(難病患者等を障害福祉サービスの対象に追加) ・ 障害者優先調達推進法の施行 ・ 障害者差別解消法の制定 ・ 国連障害者権利条約の批准 ・ 市立小中学校のエレベーター設置が完了 ・ 「第3次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」策定
平成 26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉予約バスに替わり、福祉有償運送モデル事業として「オレンジゆずるタクシー」の運行開始
平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行 ・ 成年後見利用促進法の施行
平成 29 年度 (2017 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの市直営化 ・ 「重度障害者のための生活介護事業所整備構想」策定
令和 2 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用促進法の改正(障害者活躍推進計画作成の義務化)
令和 3 年度 (2021 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法の改正(避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化) ・ 障害者差別解消法の改正(事業者による合理的配慮の義務化) ・ 医療的ケア児支援法の施行 ・ 「第2期箕面市地域福祉計画」策定
令和 4 年度 (2022 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
令和 5 年度 (2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箕面市手話言語条例の施行 ・ 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例の施行 ・ 「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新しい推計」の策定 ・ 児童福祉法の障害児福祉サービス等がこども家庭庁に移管

8 用語説明

●アクセシビリティ

アクセスのしやすさ。ウェブページにおけるアクセシビリティは、年齢や障害の有無に関わらず、また異なる情報端末やソフトウェアにおいても、情報を取得あるいは発信できること(あるいはその度合い)。

●あんしん賃貸支援事業

高齢者、障害者、外国人等であることを理由とした入居拒否を行わない民間賃貸住宅(=あんしん賃貸住宅)、これらの世帯の入居の円滑化や居住支援を行う団体(=居住支援団体)及びあんしん賃貸住宅の仲介等により高齢者等の円滑な入居を支える宅地建物取引業者(=あんしん賃貸住宅協力店)を都道府県に登録する制度。

●医療的ケア

医師の指示の下に行われる、日常生活を営むために必要な、喀痰吸引・経管栄養・導尿・服薬指導等の行為。

平成24年(2012年)施行の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等について、一定の条件の下に、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養を実施できることとなった。

●医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進を行う人材。国の基本指針や府の基本的考え方では、相談支援専門員や訪問看護師の活用が想定されている。

●インクルーシブ社会

障害者が、他の者と平等な選択の自由と、地域社会で生活する平等な権利を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する、多様性を包摂した社会。

国連の「障害者の権利に関する条約」(日本は平成26年(2014年)に批准)における重要な理念であり、「障害者基本法」(平成23年(2011年)改正)及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年(2013年)制定)においても、「合理的配慮」とともに、重要な理念として盛り込まれた。

●強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

●ケアマネジメント

主に地域社会の中で継続的なケアを提供する際に、サービス利用者の生活全般に

係者に対し、相談及び専門的な助言を行うもの。

●重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれない、解決に結びつかないような地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、市全体で「属性を問わない相談支援」「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業。

●自立支援協議会

市町村及び都道府県が、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する機関。関係機関、関係団体及び関係者が、協議及び相互連携等を行う。

平成25年度(2013年度)施行の障害者総合支援法において、名称が「自立支援協議会」から「協議会」に改められ、地域の実情に応じて名称を変更できることとされた。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない人が、不利益を被ることのないように、財産や権利を守るための制度。あらかじめ本人が選ぶ後見人と契約をする「任意後見」と、家庭裁判所に申立てを行い、後見人の選定を受ける「法定後見」とがある。

●早期療育

母子保健事業等による障害のある子どもや発達上支援を要する子どもの早期発見・早期支援や障害児通所支援のうち市が運営するあいあい園等で実施する児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、就学前の児童が利用する保育所等訪問支援における療育、保育園・幼稚園・認定こども園における支援保育・支援教育など、小学校入学までの関係機関連携による支援システム。

●地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化をふまえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、子ども、高齢者、障害者など全ての住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。

●地域包括ケアシステム

すべての市民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスを提供する体制。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。

日本においては、昭和56年(1981年)の国連の国際障害者年を契機に普及し、こ

の流れをふまえて、平成5年(1993年)に心身障害者対策基本法が大幅に改正され、障害者基本法と改められた。また、国の「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度(1993年度)～平成14年度(2002年度))の後期重点施策実施計画として、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(平成8年度(1996年度)～14年度(2002年度))が定められるなど、ノーマライゼーションは、障害者施策の基本理念とされた。

●パブリックコメント

行政機関(国、都道府県、市など)が国民の生活に大きく影響する制度などを定めるときに、最終的な意思決定を行う前にその素案を公表して意見・情報を募集し、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見等の概要と併せて公表する仕組み。

●バリアフリー

もとは、障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで妨げとなる、段差等の物理的な障壁(バリア)をなくすという意味の建築用語。現在では、物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面の障壁などを含め、障害者等の社会参加の妨げとなる、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

●福祉避難所

災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、指定避難所等での生活が困難な人々(要配慮者)を滞在させることを想定した避難所のこと。要配慮者というのは、災害時において高齢者、障害者、乳幼児等その他特に配慮を要する者のことであり、これには、妊産婦、傷病者、内的障害者、難病患者も含まれる。

●福祉有償運送

NPOや社会福祉法人などの非営利法人等が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う自家用車による移送サービス。道路運送法第78条第2項に規定する「自家用有償運送」の一類型である。

●ピアサポート

同じような共通項と対等制をもつ人同士の支え合いを表す。障害者やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会などを行ったりすること。

●ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をみざす家庭支援のアプローチの一つ。トレーナーには専門知識が要求される。

●ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士等)が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。

●ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ養成研修を受けた保護者が、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を通し、共感的なサポートを行う。

●法人後見

個人ではなく、社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任された場合と同様に、判断能力が十分でない人の保護・支援を行うこと。

●法定雇用率

「障害者雇用率制度」として、障害者雇用促進法に基づき、事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が、一定率以上になるよう義務付けている割合。

法改正により、法定雇用率が段階的に引き上げられることとなり、令和6年(2024年)4月からは民間企業2.5%、国、地方公共団体等2.8%、令和8年(2026年)7月からは民間企業2.7%、国、地方公共団体等3.0%となる。

●ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

●ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者等を取り巻く、様々な障壁をなくしていくというバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様を、あらかじめ取り入れておこうとする考え方。

●要約筆記

聴覚障害者のうち、手話をコミュニケーション手段としていない人に対する、有効なコミュニケーション手段の一つ。筆記により「早く・正しく・読みやすく」情報を伝達する方法。

障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業において、意思疎通支援事業として実施されている。

●要安否確認者名簿等災害関係名簿

【要安否確認者名簿】

重度障害者や独居高齢者など、自力での避難が困難な可能性があるかたを対象とした名簿。「箕面市災害時における特別対応に関する条例」に基づき作成される。平常時は避難所に封印保管され、大規模災害発生時は、市長の指示又は地区防災委員会役員3人以上の合議により地区防災委員会が開封し、名簿登載者の安否確認を実施する。

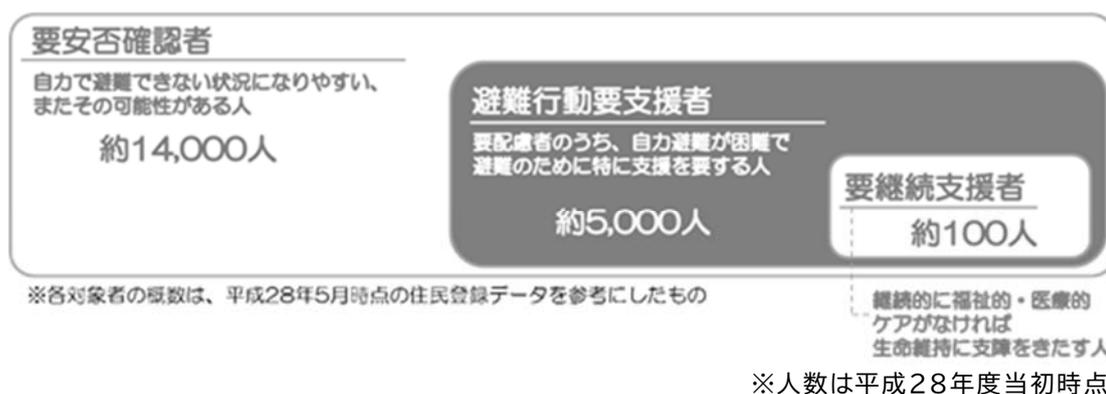
【避難行動要支援者名簿】

重度障害者や要介護者など、自力での避難が困難で、避難のために特に支援が必要なかたを対象とした名簿。「災害対策基本法」に基づき作成される。平常時から

消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区防災委員会、自治会など地域防災計画で定めた関係者に名簿を提供し、支援体制を整え、災害時の支援につなげる。

【要継続支援者名簿】

医療的ケアの必要な独居障害者や高齢者など、継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした名簿。災害発生時は、支援継続の重要度が高い順に、行政が安否確認等を実施する。



●BCP(業務継続計画)

感染症や自然災害等が発生した場合でも業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方法、体制、手順等を示した計画のこと。介護施設や障害福祉サービス事業所等においては、令和6年度(2024年度)から計画の策定、研修・訓練の実施が義務付けられる。

●ICT

「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。障害福祉サービス事業所における業務効率化や、障害者の情報の取得利用・意思疎通の推進に向けた活用が求められている。

●LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム(絵文字)や写真・図を使って理解を助けている。